

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）整理表

基準等	項目	条項	備考	
趣旨及び基本方針	1 趣旨	第1条		
	2 基本方針	第1条の2		
人員に関する基準	3 従業者の員数【従うべき基準】	第2条		
	4 管理者【従うべき基準】	第3条		
運営に関する基準	5 内容及び手続の説明及び同意【従うべき基準】	第4条		
	6 提供拒否の禁止【従うべき基準】	第5条		
	7 サービス提供困難時の対応	第6条		
	8 受給資格等の確認	第7条		
	9 要支援認定の申請に係る援助	第8条		
	10 身分を証する書類の携行	第9条		
	11 利用料等の受領	第10条		
	12 保険給付の請求のための証明書の交付	第11条		
	13 指定介護予防支援の業務の委託	第12条		
	14 法定代理受領サービスに係る報告	第13条		
	15 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	第14条		
	16 利用者に関する市町村への通知	第15条		
	17 管理者の責務	第16条		
	18 運営規程	第17条		
	19 勤務体制の確保	第18条		
	20 設備及び備品等	第19条		
	21 従業者の健康管理	第20条		
	22 掲示	第21条		
	23 秘密保持【従うべき基準】	第22条		
	24 広告	第23条		
	25 介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	第24条		
	26 苦情処理	第25条		
	27 事故発生時の対応【従うべき基準】	第26条		
	28 会計の区分	第27条		
	29 記録の整備	第28条		
	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	30 指定介護予防支援の基本取扱方針	第29条	
		31 指定介護予防支援の具体的取扱方針	第30条	
		32 介護予防支援の提供に当たっての留意点	第31条	
	基準該当介護予防支援に関する基準	33 準用	第32条	